

第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援 事業計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

～子どもが健やかに育ち 安心して
子育てができるまち～



令和2年3月
関ヶ原町

1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

東西文化の接点にある地理的・歴史的な要所として風土に恵まれた当町は、子どもたちが幼い頃から「美しい自然を護り、誇りある歴史と伝統を大切にする心」を育み、「ふるさとを受け継ぐすこやかな青少年の育成」を目指してきました。

しかしながら、我が国の急速な少子・高齢化は社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。この問題は、子どもと家庭を取り巻く環境にも大きな影響を与えており、本町においても例外ではありません。

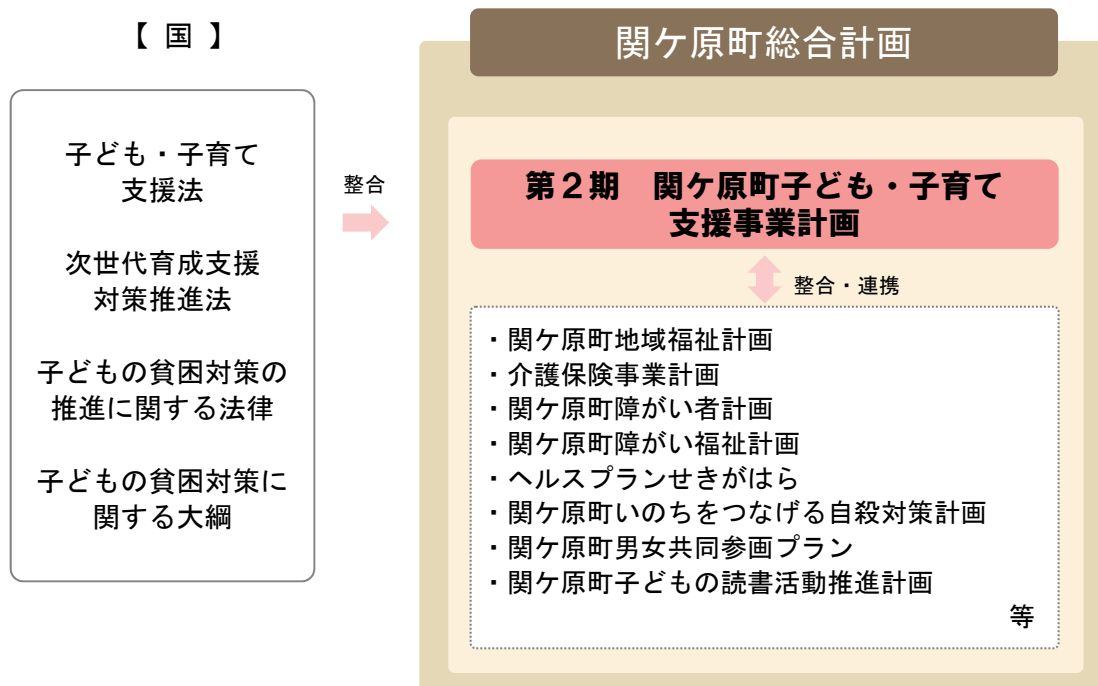
このような社会情勢の変化の中、国において「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。当町においても、平成27年3月に「関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を総合的に進めてまいりました。

また、平成30年に策定した「関ヶ原町総合計画」においても、将来像を「笑顔あふれ活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」とし、子どもから高齢者まで、すべての住民が笑顔で住み続けられるまちづくりを進めています。

この度、令和元年度で『関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画』が最終年度を迎えます。今後も引き続き計画的に子育て支援の施策を推進するために『第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていききたいと考えています。

2 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、関ヶ原町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付け、さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案した対策に係る町の方針としての位置付けを含むものです。



3 計画の期間

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。本計画は、令和元年度に最終年度を迎える第1期計画に続き、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

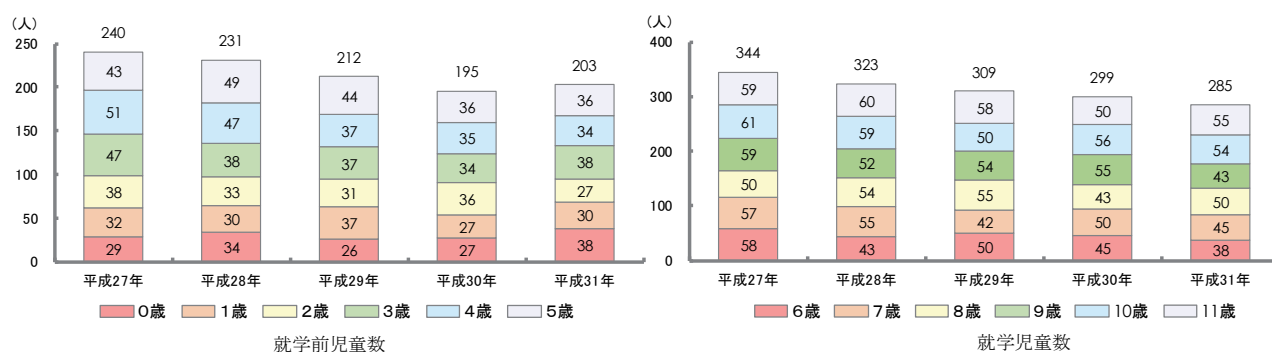
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画				

4 子どもと家庭を取り巻く現状

(1) 年齢別児童数の推移

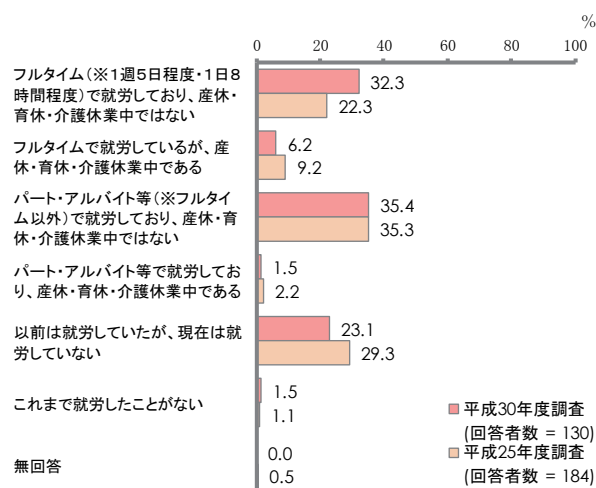
平成31年3月末現在で、本町の0歳から5歳の子ども人口は203人、6歳から11歳の子ども人口は285人となっており、平成31年を除きすべての年齢で減少傾向となっています。

子ども人口の推移



(2) 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.4%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.1%となっています。



5 施策の展開

基本目標1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

- 子育て意識の醸成
- 仕事と子育ての両立の推進

基本目標2 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、すべての子どもの自主性や社会性の育成や教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

- 幼児期における教育・保育の充実
- 特別な支援が必要な子どもに対する 教育・保育の充実
- 小学校への滑らかな接続



基本目標3 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族が健やかに生活できるような取り組みを進めます。

また、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組み、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

- 相談支援、情報提供の充実
- 母子保健サービスの充実
 - ・ 妊婦健康診査
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 病児・病後児保育
 - ・ 乳幼児健診
- 配慮が必要な子どもへの支援
 - ・ 養育支援訪問事業
 - ・ 児童虐待防止対策の推進（子どもを守る地域ネットワーク）
 - ・ 子どもの権利擁護の推進
 - ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
 - ・ 医療機関との連携
 - ・ 社会的養護体制の充実



基本目標4 安心して子育てのできるまちをきずこう

子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努め、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、安心して子育てをするために相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実、ひとり親家庭への支援など、総合的な支援体制づくりを推進します。

○ 子育て支援サービスの充実

- ・ 時間外保育
- ・ 一時預かり事業
- ・ 利用者支援

○ 地域ぐるみの子育ち・子育て支援の促進

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子育てコミュニティー）

○ ひとり親家庭の自立支援の推進

○ 子育て家庭への経済的支援

（子どもの貧困対策含む）

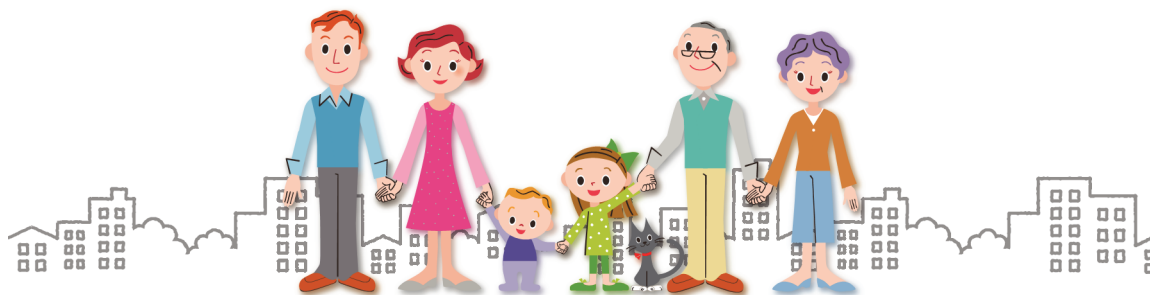
○ 安全・安心なまちづくり

○ 地域の人々の支え合いによる 家庭支援の仕組みづくり



6 計画の推進に向けて

計画の適切な進行管理を進めるために施策の進捗状況について把握するとともに、「関ヶ原町子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



7 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕

子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち

1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

(1) 子育て意識の醸成

(2) 仕事と子育ての両立の推進

2 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

(1) 幼児期における教育・保育の充実

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

(3) 小学校への滑らかな接続

3 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

(1) 相談支援、情報提供の充実

(2) 母子保健サービスの充実

(3) 配慮が必要な子どもへの支援

4 安心して子育てのできるまちをきずこう

(1) 子育て支援サービスの充実

(2) 地域ぐるみの子育て・子育て支援の促進

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

(4) 子育て家庭への経済的支援（子どもの貧困対策含む）

(5) 安全・安心なまちづくり

(6) 地域の人々の支え合いによる家庭支援の仕組みづくり

8 教育・保育の量の見込み

(1) 量の見込みの算出について

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として算出を行いました。

推計児童数	令和2年度～6年度における年齢区分別の児童数を住民基本台帳人口から推計
×	
潜在家庭類型割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、タイプA～Fまでの潜在家庭類型に分類
×	
利用意向率	潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業の利用意向率を算出
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

母親		ひとり親	フルタイム 就労(産休・ 育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間未満 64 時間以上	64 時間 未満	
父親							
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パート タイム就労 (産休・ 育休含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	120 時間未満						
	64 時間以上		タイプC'				
	64 時間未満						
未就労			タイプD			タイプF	

保育の必要性あり 保育の必要性なし

(2) 「量の見込み」を算出する項目

〔教育・保育の量〕

対象事業（認定区分）			対象年齢
教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
保育認定	幼稚園	2号認定	
保育認定	認定こども園 保育園		
保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

※上記以外に、下記の地域子ども・子育て事業があるが、ニーズ調査に基づき量を見込むものではないため、国の動向や本町の実情を踏まえて今後の方向性を明記します。

- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



〔地域子ども・子育て支援事業〕

対象事業	対象児童
時間外保育事業	0～5歳
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ）（トワイライトステイ）	0～5歳 1～6年生
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
一時預かり事業（在園児型の一時的預かり）	3～5歳
（その他）	0～5歳
病児保育事業	0～5歳 1～6年生
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳 1～6年生

9 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の量の見込み・提供体制 単位：人

	区分	実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3歳以上)	見込み量	8	16	16	17	17	17
	確保量		17	17	17	17	17
2号認定 (3歳以上)	見込み量	97	84	82	88	91	91
	確保量		92	92	92	92	92
3号認定 (1・2歳)	見込み量	38	40	41	41	33	32
	確保量		48	48	48	48	48
3号認定 (0歳)	見込み量	10	15	14	14	13	13
	確保量		15	15	15	15	15

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

単位：人

事業	区分	実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	見込み量	— (箇所数)	1	1	1	1	1
	確保策		1	1	1	1	1
時間外保育事業	見込み量	15	15	15	15	15	14
	確保策	(人)	18	18	18	18	18
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	見込み量	30	34	30	31	27	27
	確保策	(人)	50	50	50	50	50
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	見込み量	—	0	0	0	0	0
	確保策	(年間延べ人数)	—	—	—	—	—
乳児家庭全戸訪問 事業	見込み量	29	29	28	27	26	25
	確保策	(人)	保健師が生後2か月までの乳児に対して全戸訪問を実施し、全家庭の状況把握に努める。				
養育支援訪問事業	見込み量	—	1	1	1	1	1
	確保策	(年間延べ人数)	養育上必要な対象者には、継続的な訪問を実施。				
地域子育て 支援拠点事業	見込み量	620	564	564	491	474	458
	確保策	(年間延べ人数)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
一時預かり事業	見込み量	18	26	26	25	25	25
	確保策	(年間延べ人数)	30	30	30	30	30
病児保育事業	見込み量	—	6	6	5	6	5
	確保策	(年間延べ人数)	6	6	6	6	6
ファミリー・サポート・ センター事業	見込み量	—	0	0	0	0	0
	確保策	(年間延べ人数)	—	—	—	—	—
妊婦健康診査 事業	見込み量	26 (人)	29	28	27	26	25
	確保策		県内及び県外医療機関において、妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外受診者には助成金を交付。一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等の検査項目を妊娠中に実施。				

第2期 関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画 概要版 令和2年3月

発行：関ヶ原町役場 住民課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58